

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

## 京都市規則第121号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「事務吏員」を「職員」に改める。

第4条の5各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第5号中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第4条の8第1項第7号中「第701条の34第3項第20号」を「第701条の34第3項第19号」に改める。

第10条の表(31の3)中「同条第4項」の右に「又は法附則第16条第13項」を加える。

様式第1号1から5までの規定中「京都市収入役」を「京都市会計管理者」に、「京都市区収入役」を「京都市区会計管理者」に改め、同様式6注以外の部分及び7中「京都市収入役」を「京都市会計管理者」に改め、同様式8及び9中「京都市収入役」を「京都市会計管理者」に、「京都市区収入役」を「京都市区会計管理者」に改める。

様式第2号中「京都市収入役」を「京都市会計管理者」に改める。

様式第3号3備考以外の部分、8備考以外の部分及び10備考以外の部分中「京都市収入役」を「京都市会計管理者」に、「京都市区収入役」を「京都市区会計管理者」に改める。

様式第11号中「上記金額請求します」を「上記の金額を請求します」に、「上記金額領収しました」を「上記の金額を領収しました」に、「京都市(区)収入役」を

「京都市（区）会計管理者」に改める。

様式第13号備考以外の部分中「京都市（区）収入役」を「京都市（区）会計管理者」に改める。

様式第17号備考以外の部分中「京都市（区）収入役」を「京都市（区）会計管理者」に、「京都市区収入役」を「京都市区会計管理者」に改める。

様式第31号の3 2の次に次のように加える。

3 固定資産税減額申告書（地方税法附則第16条第13項の規定によるもの）

固定資産税減額申告書

(あて先) 京都市 区長	年 月 日
申告者の住所（法人にあっては、事務所の所在地）	申告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 — ⑩

下記の家屋に係る固定資産税について、京都市市税条例附則第8条第1項の規定による減額を受けたいので、地方税法附則第16条第13項の規定により申告します。			
所在地	家屋番号	種類	呼び名、通称等
構造、床面積等			
建築年月日	年月日	改修工事完了年月日	年月日
居住している高齢者等	<input type="checkbox"/> 65歳以上の者 <input type="checkbox"/> 要介護認定又は要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> 障害者		
	住所	氏名	
改修工事費用	総額①	円	
	補助金等の交付を受ける金額②		
	居宅介護住宅改修費の給付を受ける金額③		
	介護予防住宅改修費の給付を受ける金額④		
	自己負担額（①－②－③－④）		
申告の遅延理由			
添付書類			

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 区分所有に係る家屋にあっては、専有部分の床面積及び工事費用を記入してください。

3 改修工事完了年月日から3月以内に申告することができなかった場合は、その理由を記入してください。

4 この申告書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してください。

様式第51号備考以外の部分中「京都市収入役」を「京都市会計管理者」に、「京都市区収入役」を「京都市区会計管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(理財局税務部主税課)